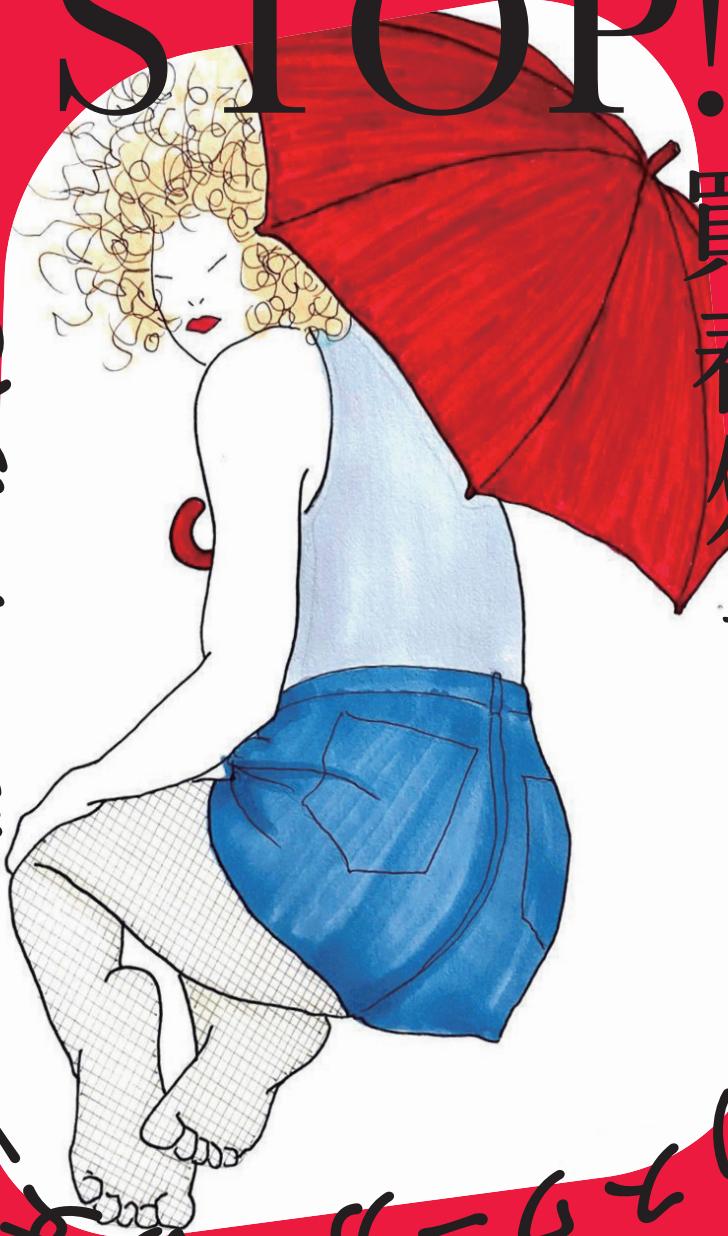


# STOP!

買春処罰法…セーフ

全と健康のために



0-4-671

# SWASHについて

1999年設立。性風俗などで働くセックスワーカーが、「仕事をやっている限りは健康かつ安全に、また、辞めたい時にも健康かつ安全に辞められる」状況を目指して活動するグループ。SWASHが考える「健康・安全」とは、身体的・精神的・社会的の三つの要素を含む。メンバーは、現役／元セックスワーカーとそのサポーターで構成されている。これまで、HIV/性感染症予防啓発やアウトリーチ、ホットライン、労働実態調査、風俗店オーナー研修のほか、海外のセックスワーカーグループとのネットワーク構築や国際会議参加など、幅広く活動している。



WEB

SWASHの活動情報  
<https://swashweb.net>



SNS

Twitter / X  
@swash\_jp



セックスワーカーのための  
お役立ち情報サイト「赤い傘」  
<https://akaikasa.net/>



Instagram  
Threads  
@swash.jp



LINE

<https://lin.ee/mP4bzPl>



## はじめに ～この冊子を手に取ってくれた方へ～

セックスワーカーを罰するなという訴えに納得する人は多いですが、客を（も）罰するなという訴えには、納得できないという人がたくさんいます。

それは、客が何をしても不間に付すことになってしまうというイメージがつきまとうからではないでしょうか？　ここに大きな誤解があります。

多くのセックスワーカーたちが買春処罰化に反対する理由は、むしろその逆で、客を優位に立たせず、搾取や暴力を許さないためです。

この目的を社会全体で理解するためには、性産業におけるサービスを労働と捉え、当事者の多様な意見に触れ、セックスワークに対して抱いている先入観や偏見に気づく必要があります。

私たちは、性産業で働く人たちの困りごとやリスクをどのように解決すべきかを、国や政治が一方的に決めるのではなく、従事者や経験者と一緒に決めるべきだと考えています。

スウェーデンやフランスなど、既に買春処罰法を導入した国では、買春処罰の法制化による影響や効果についてのアセスメント調査結果がいくつも報告されています。

この冊子は世界各国のエビデンス（証拠）を元に作成されました。あなたの中にある性に対する価値観をひとまず横に置き、エビデンスに基づいた視点で「買春を処罰すること」について考えてほしいと、私たちは願っています。

# 目次

# セックスワーカーの 権利に関する単語集

はじめに	01
セックスワーカーの権利に関する単語集	03
セックスワーカーのことをセックスワーカー抜きに決めないで	04
「お説教」ではなく「人権」視点で考えよう	06
Q&A 経験者ふたりが語る「売女」へのまなざし	07
金銭を介した性行為はなぜ反対されるのか	08
フェミニストとしてセックスワークを考える	10
日本のコロナ禍とその後のセックスワーク	12
インターフェクショナルな問題として、セックスワークを考える	14
元セックスワーカーの私がなぜ買春处罚に反対するのか？	15
買春处罚ってなに？	16
買春处罚に反対する3つのポイント	18
映画『ぜんぶ売女よりマシ』があぶりだした「福祉大国」の弊害	19
フランスの買春处罚による影響	20
北欧モデルの影響と課題 Niina Vuolajärvi さんインタビュー	22
非犯罪化とその先：ニュージーランドから	24
セックスワークに関する政策をつくるには？	26
おわりに ヤッてくための work is work	28
参考文献／図版出典	29
応援メッセージ	30
セックスワークについて理解を深める資料集	32

## セックスワーク/セックスワーカー

性サービスに従事する人、合意のもとで金銭を介し性的なサービスを行う成人。サービスの形態は多様で日本語では「風俗」とも言われる。

## 風俗嬢

セックスワーカー。当事者がよく使う俗語で主に女性のワーカーを指す。

## リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

### (性や生殖に関する健康と権利)

自身の性や身体について自分で決め、適切な医療を受けたり、必要な選択肢をもつ権利。たとえば性行為をする・しない、産む・産まないなどの選択。

## ステイグマ

特定の個人や集団がもつ特徴に対して、根拠がなく、間違った情報などにより否定的で不当な扱いをすること。差別や偏見に結びつく。セックスワークも「社会の性規範に反する」というステイグマを与えられることがある。

## セックスワークの犯罪化

性サービスの提供者・客、場所提供をする第三者のどちらか、もしくは両方を处罚の対象とすること。客を罰する買春处罚は犯罪化の一種。

## セックスワークの合法化

一定の規制のもと、性産業を合法とすること。場所や形態の規制があり、弱い立場の人ほど規則違反とされやすい。

## セックスワークの非犯罪化

複数の成人間で合意のとれた性サービスの売買を犯罪とせず、他の労働と同じように人権、労働法、公衆衛生法などが適応されること。

## 風営法

1948年制定。正式名称は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」。「接待飲食等営業」(キャバクラ、ホストクラブ等)や「性風俗関連特殊営業」(ソープランド、ストリップ劇場等)などを規制する法律。近年は店舗型風俗店の新規開業が厳しく規制されており、無店舗型性風俗特殊営業が増加している。

## 売春防止法

1956年公布。対償を伴って不特定多数と性交する「売春」を行うおそれのある女子の補導処分及び保護更生が目的で制定されたが、2022年の改正で補導処分は廃止され、保護更生は新法「困難な問題を抱える女性支援法」へ移行した。

# セックスワーカーのことを セックスワーカー抜きに 決めないで

**セックスワーカーに関する法律をつくる時、改正する時、セックスワーカーはいつも蚊帳の外でした。**売春防止法が制定された時（1956年）も性産業従事者は組合を結成し声をあげていましたが、「業者にあやつられた赤線地区の従業婦」による運動とされ、ないがしろにされたのです。

聞いてもらえない中で決められたことは、いつだってセックスワーカーにリスクを増やしました。現在は法規制により店舗型の新規出店が困難になり、派遣型が主流となったことで、スタッフがそばにいないラブホテルの密室で働くワーカーが増えました。ホテルでのサービスは、万が一トラブルが起こった場合、フロントに連絡しにくく、部屋内にある精算機にお金を払わなくては退出が難しいため、ワーカーへの危険性を高めました。風営法により現存する店舗も建物の改修が出来ないために老朽化が原因の火災が数年おきに発生しており、数十人が焼死したケースもありました。

2022年に成立したAV出演者を被害から救済するための「AV新法」も実際に働く人の声が反映されていません。従事者の生

活を苦しくさせ、その結果生活困窮に陥り、リスクが高い話に乗ってしまうケースもあります。

売春防止法の婦人保護の部分を切り離して新法となった「困難女性支援法」（2024年施行）の議論の際、私たちも有識者会議に入れてほしいと議員に嘆願しましたが、ここでも無視されました。

現在「左派」や「リベラル」と言われるメディアでは「北欧モデル」と呼ばれる買春を処罰する法律の必要性を伝える記事が増えています。また、「フェミニスト」や「女性運動」においても処罰化を望む声が少なくありません。私たちは、買春処罰法立案への道すじがつき始めていることを肌で感じています。

もはや静観できない状況であるため、**私たちは世界のエビデンスとワーカーたちの経験に基づく情報を、自分たちで社会に訴えていく必要があると考えています。**

なぜ学生が学業をしながら多額の学費を稼がなければならないのか。なぜシングルマザーが一般職では十分に稼げず子どもと過ごす時間を削ってまで働くなければならないのか。なぜ障害のある人の労働に十分な賃金

が払われないのか。なぜ生活保護の支給額では健康で幸福な生活を送れないのか。こうした公正でない状況を多くの市民が協力して声を上げ、政府に要求してもなかなか制度に結びつきません。しかし、「性的な仕事をなくすべき」という意見は通りがよく、社会に受け入れられやすいのです。

性的な仕事を無くすることで上記のようなお金と生活の問題は改善するわけがありません。手段だけ取り上げられた人たちの、本人が望む幸福や将来に対して、（後に後悔することになったとしても）「性的な仕事をするくらいならあきらめましょう」なんて他人が言う権利はありません。

**「愛」ではない対価で性的な行為を選ぶ「オナナ」への憎悪やモラルや規範が、人権に見合ったシステム構築より優先される社会は、果たして公正なのでしょうか？**

セックスワークについて、TVや新聞等のメディアから話を聞かせてほしいと取材を受けることがあります、「詐欺で就業した人やセックスワークを辛いと思っている人を紹介してほしい」としばしば言われてきました。

社会においてセックスワークは労働と見なされていないため、安全性や健康面の保障（トラブル時にスタッフを呼びやすい、粘膜接触の場合はコンドームを装着する等）がない環境で働くこと自体が「辛い」ものなのですが、こういった最低限の人権にかかわる話よりも、「センセーショナルでビュー数を稼げる話を」と言わんばかりの要求が大多数なのです。**メディアがセックスワークやワーカーについて**

**記事を書くために私たちに話を聞きに来ても、大抵は「セックスワークは労働である」と認識していません。そのため、セックスワーカーの置かれている困難な状況を話す前に、何がセックスワーカーにとっての権利であるかのレクチャーから始めなくてはなりません。**ほとんどの場合は無償であり、私たちが尽くした言葉はメディアが期待したものでないため徒労に終わります。

それならば、自分たちがメディアになろうと決め、この冊子を発行するに至ったのです。

冊子取材のために、私たちはわずかな伝手を頼って、「北欧モデル」施行国の調査研究者、買春処罰法を人権侵害として欧州人権裁判所に申し立てたセックスワーカーと共に闘う法律家、当事者活動団体等にコンタクトを取り、時間をかけて面会していただきました（こうした作業も手弁当ですし、面会も無償でお願いしています）。

近年でもコロナパンデミック時の給付金対象から性風俗店は「不健全」という理由で排除され、ストリップが大阪万博の浄化政策で摘発されています。これが日本のセックスワークを取り巻く法と施行の現状です。

セックスワーカーが置かれている環境を更に悪化させないためにも、私たちの闘いは続きます。敵は大きく、長い道のりになると予想されるこの闘いを私たちが諦めずに続けるためには、みなさんにセックスワーカーのリアルを知っていただくことが必要です。この冊子がその一助となれば幸いです。

# 「お説教」ではなく 「人権」視点で考えよう

セックスワークは、成人から成人へ、同意のもと、対価を得て、「性的サービス」を提供する労働です。そこで提供されるサービスとは、膣ペニス挿入とは限りません。口や肛門を使う挿入もあれば、手足や道具を使う挿入なしのサービスもあります。さらに、身体接触すらしない、表現や会話によるサービスもあります。セックスワークについてよくある議論が、「道徳的に望ましくないから、なくすべき」というものです。その理由としてよく挙げられるのが、「人身売買や性的搾取だから」といった考え方です。しかし、身体や魂は売っていないので、そういった考えは誤りです。そして、セックスワークについて「望ましくない」「なくすべき」といったお説教視点で語ることは、議論のズレを生んだり、当事者たちへの偏見を強化したりします。セックスワークとは、性的サービスを提供する人たちが健康かつ安全に働くために生まれた、人権視点の言葉です。社会全体で性的サービスを労働として捉えることが、セックスワーカーの人権回復を実現するための第一歩なのです。



# Q&A 経験者ふたりが語る 「売女」へのまなざし

げいままき（げ）：30歳からセックスワーカー。現在お休み中で他のお仕事をしています。

まや（ま）：10代から9年間働いていました。AV以外の業種は全部やってます！

**Q1：**「性規範」や「社会通念」において「不健全」とされているセックスワーカーは、差別的な扱いを受けることがあります。過去のサービスを振り返ってみて、あれは「おかしかった」と思うことはありますか？

げ：ホンバン（膣へのペニス挿入）強要で、無理やりされた時にこれはレイプだと判断し警察に相談したが、「そんなこと（セックスワーク）をしているから」と言われました（このケースではホンバン行為をしないルールのお店で働いていたのでレイプと言える）。

ま：お客様からのホンバンや生（コンドーム無しの挿入行為）強要をされた際、店舗に相談すると、「ホンバン強要が無かったら負け！ されたってことは、あなたが魅力的だということ」と言われることが多かったです。また、産婦人科で避妊目的のためにピルを希望した時に風俗で働いていると話すと怪訝な顔をされたことも差別だと感じました。

**Q2：**それが「おかしかった」となぜ気づきましたか？

げ：私はセックスワーカーになって早いうちから「労働である」と認識したので、他の職業ではルール違反や暴力は許されないものとして対処されることが一般的なのに、セックスワークだとそんな対応になるのかと驚きました。

ま：SNSで同じセックスワーカーさんたちとつながるようになってから、職業が理由で暴力を容認することはおかしいことだと気づけました。連帯することで自分を守る多くの知識を得ることができたと思います。

**Q3：**当時の自分に、そして今のワーカーにどんなことを伝えたいですか？

げ：セックスワークに対する「仕事ではない」「無くすことが最善」といった視点はワーカーへの暴力や理不尽な扱いを後押しし、被害の訴えを困難にします。Q1にあるような対応を受けたことに当時の私は随分ショックを受けましたが「仕事を卑下することなく警察に正攻法で被害を言える自分でよかった。その怒り、10年以上持続してエネルギーになってるぞ」と労いたいです。

ま：少しでも「おかしい」と思ったら、その直感を信じてほしい。そして、理不尽なことに屈する必要がないこと、私たちセックスワーカーはひとりじゃないということを伝えたいです。

# 金銭を介した性行為はなぜ反対されるのか？

セックスワークへの反対論として、セックスワークは「女性差別」だという考えがあります。確かに、性産業で働く多くが女性で、客の多くが男性です。また、仕事柄、性暴力にあったり、性感染症にかかったりするリスクが比較的高いかもしれません。しかし、このような問題は職場、学校、政治にも存在します。フェミニストは、歴史的に女性差別をなくすために、法律や制度に挑戦し、その都度改善してきました。しかし、セックスワークに限っては、そこで起きている問題を取り組むのではなく、それ自体を禁止するために、法的取り締まりにつなげようとする傾向があります。なぜセックスワークだけそうなるのでしょうか。

その背景には、再生産につながる異性愛を前提とした性規範——男ならたくましく家庭のために働き、女なら優しく夫と子供を支える——があります。この性規範は、国家が父長制を維持するうえで、女性の生殖能力やセクシュアリティを統制することにおいて重要でした。西洋社会では、この性規範に基づいて、女性が「聖女」と「売女」に

分断されました。「聖女」は婚姻による再生産を通じて家族を支える「家庭／国内（ドメスティック）の」女性で、「売女」は性に開放的で男を誘惑して家庭を破壊する「家庭／国外の」女性とされました。ここでの「売女」とは、セックスワーカーだけではなく、他の「外」の女性を含みます。たとえば、白人からみた有色人種の女性たち、宗主国からみた植民地の女性たち、国民からみた移民女性などです。性規範によって「悪」とされる「売女」に対する性暴力は正当化されたり、見過ごされたりしてきました。一方で、「聖女」は、再生産に重要な役割を果たすと期待されているため、国家からも守られる対象とされました。

この話は、現代の日本にもつながり、セックスワークに関しては、その代表例として売春防止法（以下、売防法）があります。売防法では、売春とは「お金や報酬を受け取る、または受け取る約束をして、不特定の相手と（膣ペニス）性交をすること」と定義されており、法律で禁止されています。これは、国が「誰が（特に女性が）、誰とどのような

性行為をしていいのか」を法的に決めている、とも言えるでしょう。具体的には、女性が主体的な性的欲望を抱き、再生産につながらない性行為をすることは許されないのです。

売防法は、歴史的に売春は「悪」であるから、禁止するための法が必要だという禁止主義の見解をもとに導入されました。売防法導入の際にイニシアチブを取ったのはキリスト教婦人矯風会をはじめとする廃娼運動でした。彼女たちは、軍人を誘惑する「醜い」売春をする女性を批判し、国家による強い取り締まりを求めたのです。廃娼運動に参加する女性活動家たちは、米軍が兵士を性病から守るために導入した「アメリカ・プラン」という売春女性に対する強制的な性病検査や逮捕・勾留などの取り締まりを支持し、日本での必要性を訴えました。しかし、これは、米軍により権力をあたえ、売春女性への搾取や暴力を正当化させてきたと批判もされました。

半世紀前、女性運動は性規範にもとづいて売春を「悪」と見なし、国家による特定の女性のセクシュアリティの取り締まりを支持しました。そして、今、セックスワークに反対するフェミニストは、売春女性を「守る」ために、買春者の犯罪化を求める、性産業の廃止を目指しています。このような考えをもつ人にとって、セックスワークは搾取・暴力であり、売春女性は全員「被害者」と考え

られています。しかし、彼ら彼女の被害者像に当たはまらない人は買春者の「共謀者」として非難され、時には処罰の対象になることもあります。

売防法が、生き延びるために売春をする女性をより地下に追いやり、彼女たちに対する差別や暴力を深刻化してきたように、禁止および廃止主義とも結びつく買春処罰法は、引き続きセックスワーカーを、その中でも、特に移民女性や路上で働く「立ちんぼ」などをより危険な状況に追いやるでしょう。

セックスワーカーは、歴史的に性規範から逸脱する存在として、差別され、取り締まりの対象とされてきました。現代においては、性規範の考えは引き継ぎがれつつも、異なるかたちで取り締まりを訴えられるようになりました。しかし、売防法と同じように、どんな目的であれ、国家による取り締まりを支持することは、女性を分断し、国家によるセクシュアリティのコントロールにも加担してしまうのではないかでしょうか。すべてのセックスワーカーを被害者とみなし、セックスワークを強制的にやめさせようとするのは、セックスワーカーのリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を侵害していないでしょうか。

# フェミニストとして セックスワークを考える

セックスワークはフェミニストの間でも大きく見解が分かれてきました。  
ここでは、よく二極化され、議論されていることについて考えてみます。

## セックスワークは労働か？ 暴力・搾取か？

性にかかる仕事は、「体を売る」や「人身売買」などと呼ばれ、性暴力や搾取と認識されてきました。これに対して、アメリカで性産業従事者の権利を擁護する活動家、キャロル・リーは「セックスワーク」という言葉を提唱しました。彼女は、性に関わるサービスを提供すること／人をセックスワーク／ワーカーと呼ぶことで、労働／労働者であることを強調しました。

セックスワークを労働として考えないと、性産業従事者に対して何をしてもいいという誤解を助長したり、セックスワーカーが性被害にあっても「そんなことをしているからだ」と責められることにつながります。

私たちは、性産業で働くことを奨励しているわけではありません。性産業に従事する人が直面する差別や暴力に反対していく、その第一歩として「セックスワーク」つまり、セックスワークを労働として考えることを主張しています。

セックスワークが労働である以上、セックスワーカーには権利があり、労働環境を改善するために労働組合を結成したり、不当な扱いを受けたら訴えたりできます。

セックスワークに関する問題は、モラルではなく権利の視点から考えることが重要です。



Hoshi Hana, courtesy of Carol Leigh Trust  
キャロル・リー

## 買春処罰法はセックスワーカーを守るのか？

セックスワークに反対するフェミニストたちは、セックスワークは、家父長制のもとで女性が置かれた従属状態を示す象徴であり、法的な取り締まりによって彼女たちを「救う」必要があると主張しています。その代表的なアプローチが買春処罰法です。彼ら彼女らは、「需要」がなくなることで、女性が性産業で働くかなくてもいい世界を目指しています。しかし、セックスワーカーの権利を擁護する人々は、セックスワークが家父長制や資本主義と関係していることを理解した上で、この法的取り締まりに反対します。なぜなら、それによってセックスワークで稼ぐ人々は経済的に損害を受けるだけではなく、より安全に働くことが難しくなるからです。さらに、より脆弱な立場に置かれる移民、トランス、HIVとともに生きるセックスワーカーたちは、警察による過剰な取り締まりの対象になりうるからです（参考：20 ページ）。

## 買春処罰法に反対する＝男性の性を買う権利の支持？

買春処罰法に反対していると、反セックスワークの人たちから、「買春者」（主に男性）の権利を守っていると指摘されることがあります。しかし、私たちが守りたいのは、「買春者」の権利ではなく、セックスワーカーたちの権利です。

フランスや北欧の事例から、「買春者」を犯罪化することでセックスワーカーの労働環境が悪化したと報告されています（参考：19 ページ）。私たちは、セックスワーカーの安全と健康を守るため、あらゆる形の犯罪化に反対します。

注目  
ポイント

フェミニズムは、セックスワーカーインクルーシブであるべきです。  
ヨーロッパのセックスワーカーネットワーク ESWA がまとめた「セックスワーカーのためのフェミニスト：私たちのマニフェスト」（英語）もぜひチェックしてください。

Feminism needs  
sex workers!



# 日本のコロナ禍とその後のセックスワーク

## コロナ禍のセックスワーク

2020～2021年の間、コロナの影響によって性産業を含む「夜のお店」は強いバッジを受け、営業を自粛せざるを得ない状況でした。店舗型ヘルス店の多くは閉店、歓楽街は閑散としました。しかし、性風俗店は持続化給付金の対象外だったので、コロナ禍でも生活費を必要とするセックスワーカーたちのため、完全にお店を閉めることはできませんでした。そこに付け込んで「こんな時に来てあげているんだからホンパンやらせてよ」とホンパン強要（ソープであればコンドーム無しの行為）したり、「外で会おうよ」と誘ったりする客が非常に増えました。この状況は買春処罰化がなされたフランスでの調査結果と重なる点だといえます。さらに、店舗側は生き残りをかけ、大衆ソープでもコンドーム無しのサービス、無料オプションや10分無料サービス・動画撮影オプションなどを提供し始め、セックスワーカーの負担が大きくなり、さらに、写メ日記やSNSでの露出の強要などが著しく増えました。一方で、セックスワーカーの給与単価は下がるばかりで、お客様第一主義の傾向が一気に加速したのです。コロナが収束しつつある現在でもその影響は残っています。「顔出ししないと」「SNSしないと」「過激な写真や動画を載せないと稼げない」——ワーカーはどんどん追い込まれていきます。もちろん、やらないという選択肢はあります。しかし、お店から売り出してもらえなくなる可能性があるため、無理を許容してしまうのです。セックスワーカーが働きやすい環境を得るには、労働者としての権利を獲得し、主導的な立場が必要なのです。



最近の新宿の様子

### 「セックスワークにも給付金を」訴訟

この訴訟は、派遣型風俗店を営む経営者が国を相手に起こした裁判です。性風俗は、「性を売り物にする本質的に不健全な営業であり、社会一般の道徳観念に反するものであるため、持続化給付金の対象外とすることは合憲である」と判断されました。特定の職業を国民の多くが共有している性規範にそぐわないという理由だけで、国による経済支援から排除するというのはセックスワーカーに対する職業差別といえます。目の前で性風俗店の代表に「風俗は国に守ってもらえないんだ。でも女の子たちの生活を守る責任があるから店は閉められない」と言われたことは、今でも忘れません。

### NS店や援デリについて

NS店というのは、ソープの中でもコンドーム無しでサービスをする店舗のことです（NS=ノースキン）。コロナ前までは中級店以上でのサービスでした（全ての店舗で行っているわけではありません）。援デリ（援助交際デリバリーヘルス）というのはホンパン可能なデリヘルのこと、コロナ禍では韓国デリヘルが非常に流行りました。これらのサービスは隠語で示されることが多いです。

注目  
ポイント

- ①コロナによって性風俗店はよりお客様第一主義に。
- ②セックスワーカーの給与単価は下がり、負担が増加している。
- ③よりよい労働環境のために労働者の権利とエージェンシーの実現が必要。



コロナ禍に撮影した宣材写真

# インターフェクショナルな問題として、セックスワークを考える

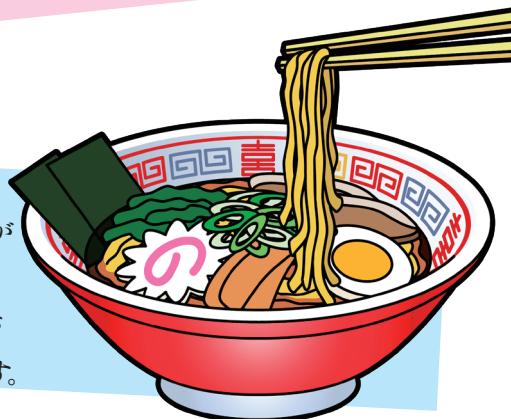
インターフェクショナリティ（交差性）は、ブラックフェミニストによって提唱された概念で、ジェンダーの問題は単独で存在するのではなく、他のさまざまな社会問題とつながり、影響し合っていることを理解する手助けをしてくれます。その名前からよく交差点を例に説明されますが、麺が絡まっている様子を想像してもらつた方がその複雑さがより伝わりやすいかもしれません。

私たちは、性差別、犯罪化、ホモフォビア、トランスフォビア、人種差別、階級差別、資本主義、植民地主義といった抑圧の交差によって、セックスワーカーが暴力や差別にさらされていると考えます。また、セックスワーカーには、トランスジェンダーやノンバイナリーの人々や移民などさまざまな人がいて、それぞれが異なる動機で働いています。

インターフェクショナルな視点をもつことで、異なる経験をしているセックスワーカーの健康や安全のために包括的な支援が可能になります。

一方で、「セックスワークは女性に対する差別や暴力であり、やめさせるべきだ」というような「救済的なアプローチ」は、セックスワークの問題を単純化しているだけでなく、支援を必要としているセックスワーカーがサポートを受けにくくなる状況を生んでしまいます。

人種、ジェンダー、セクシュアリティなどの要素が影響し合っている状態は、麺が絡まり、ネギやナルトが付いているラーメンのようです。



# 元セックスワーカーの私がなぜ買春処罰に反対するのか？

要友紀子

私が初めて風俗で働いたのは2000年頃。ちょうど風営法が改正されてデリバリー・ヘルス（派遣型サービス）が解禁となった（1999年）直後で、風俗業界は過渡期を迎えていました。

国はセックスワーカーの声を聞かず一方的に法改正をしたため、店舗型の風俗店がどんどん警察に潰され、若い女性たちも警察に連行されました。また、風営法違反の幇助（ほうじょ）罪で逮捕される子もいました。

その後は、お店専属のドライバーが運転する車に乗って、客の待つホテルや自宅に移動するデリヘルで孤立して働く人が増えました。ホテルや客の自宅で怖い思いをしても、店舗型風俗のようにそばにスタッフがないので、労働環境の安全面もだいぶ悪くなりました。

1987年には、池袋のホテルで客からひどい暴力を受け殺されかけたホテル嬢が、正当防衛で身を守るために客が持っていたナイフを奪って客を刺殺してしまった事件がありました。その事件の裁判では、「売春契約をした以上、（ホテル嬢の）性的自由及び身体の自由は放棄されており、保護に値しない」と、ホテル嬢に有罪判決が出ました。

私が働き始めたずっと前から、そして私がセックスワークを離れてからも、セックスワーカーはほとんど泣き寝入りするしかない立場におかれています。この状況を後世に残してはいけないと強く思い、元セックスワーカーとして、現役で働く人の安全と健康を守るための活動を始めようと決めました。

もし買春行為が犯罪になれば、買春を成立させる「売春」も幇助や共謀と見做されるでしょう。その結果、セックスワーカーはどのようなまなざしを向けられるでしょうか？ 仕事場となるホテルや風俗広告サイトはどういう態度をとるようになるでしょうか？ 面倒なセックスワーカーと関わることを避けるようになり、ワーカーは守られなくなるでしょう。そして、法律によってセックスワークに対する否定的な感情が強化され、セックスワーカーは社会的にますます周縁化されていくでしょう。社会がセックスワーカーの敵であってはいけません。私たちはセックスワーカーに信頼され、ともに生きる社会をつくるなければいけません。

# 買春処罰ってなに？

## 買春処罰の目的

買春処罰法はスウェーデンが発祥で、北欧諸国で導入されたことから「北欧モデル」とも言われています（フランス、アイルランド、カナダでも導入）。

買春処罰法とは、性的サービスを「買う人」、つまり「客」を処罰する法律です。この法制の表向きの目的は「人身取引の被害を減らすこと」。しかし、金銭と引き換えの性的サービスは人身取引でないため、「客」という限定的な対象を処罰することでは解決されません。外国からの移住者にセックスワーカーが多いことは事実ですが、単独で移住してセックスワークを始めた人もいますし、パレルモ議定書（国際連合条約）で定められた人身取引に当てはまる例も少ないため、すべてのワーカーを「人身売買の被害者」とみなすことは誤りです。人身売買の被害を減らすために移住者を包摂した社会的サポートを充実させることが重要なのは言うまでもありません。

しかし、セックスワーク自体を違法としていないフランスでは、廃業の誓約と引き換えに、生活の自由が制限される福祉につなげたり、限定的な居住許可を施したりする場合がありますが、ワーカーの経済状態が良好になる保証はありません。また、その福祉を利用する場合、申請と受給の時期がかけ離れているため、受給まで収入が途絶える、他の職業に就けても低収入であるといったことが多く（しかも、言語の問題で就業の幅も広くない）、たちまち生活が成り立たなくなります。買春処罰は被害を減らすどころか、セックスワーカーへ実質的に悪影響を及ぼしている法律なのです。まるで、ワーカーの安全を守ることから目を逸らすように制定された法律です。



国際エイズ会議で、買春処罰法を欧州人権裁判所に人権侵害として訴えた裁判の記者会見

## 「End demand（需要終了）」という別名

セックスの需要に終わりはあるのでしょうか？ 性的な行為に金銭が伴うことが犯罪であるのなら結納金を伴う結婚、経済的理由による結婚など、古今東西多くの結婚がアウトになります。夫の家を存続させるために子を産むこともセックスの需要ではないでしょうか？ あらゆる性的な関係において不合意や暴力（プレイでないもの）を無くすべきという考えはセックスワークでも同様です。この法律の真の目的は「愛や婚姻関係が伴わないセックスを金銭でやりとりすることは好ましくないから、国は認めませんよ」という道徳的の根拠にもとづくもので、人間の多様な欲望、自由、自律を冒涜するものと言えるでしょう。

## どんなことが処罰対象なの？

国によって多少の違いはありますが、下記を犯罪化することでセックスワーカーが働き難い環境をつくっていく方向性は共通しています。

- ・サービスの利用→収入の減少につながる
- ・ボディガード、運転手を雇う、ホテル等場所提供→安全で清潔な仕事場が奪われる
- ・複数人で働くこと→孤立化につながる

日本に導入  
されるとど  
うなる？



売防法と風俗法  
によるグレー  
ゾーンもあって  
複雑…

職業選択の自由  
は基本的人権な  
のに…？

注目  
ポイント

- ①買春処罰法導入によって残る顧客は、セックスワーカーへ暴力を奮うことやリスクの高い負担を課すことにためらいがなく、逮捕も厭わない層
- ②買春処罰法導入国はセックスワーカーに多大なリスクを増やした
- ③人権に先立つ道徳無し

# 買春処罰に反対する 3つのポイント

## ①買春処罰はセックスワークにおける性暴力の防止にはならない！

買春処罰を導入すると、客が減り、セックスワーカーの収入も減ります。客はその弱みにつけ込むため、ワーカーは過剰なサービスや値下げを要求されるようになります。しかし、収入を減らしたくないワーカーは客に、暴力にもさらされやすくなります。からの不利な扱いを許容してしまい、搾取が温存されやすい環境になります。さらに、違法な場所でのサービスも増えるため、衛生環境が悪化し、医療アクセスも阻害されます。

## ②sex work is workは暴力を許すものではない！

セックスワーク以外の空間でも性暴力は起こっており、「性産業=性暴力」と捉えることは誤りです。セックスワーカーは同じ社会に生きているという現実を認識することがなにより重要で、それが他の職業と同様にセックスワークの労働環境を改善することにつながるのです。

## ③sex work is workは性産業を推進する考え方ではない

性産業を廃止すべきと考えている人から、「セックスワークを労働と考えている人たちは性産業を推進している」という語りをしばしば耳にしますが、これは誤りです。両者の共通目的は、性暴力・暴力の根絶、そして性産業で働く人たちの健康と安全を守ることですが、達成するための理論が違います。刑罰的なアプローチは、ワーカーたちへの暴力や差別を助長することになります。セックスワーカーは、性的なサービスを提供している仕事であり、その性的サービスを提供するセクスワーカーは労働者です。目的を達成するためには、いち労働者として、労働環境の改善を求める、必要なサービスにアクセスできる環境づくりに取り組む必要があります。

# 映画『ぜんぶ売女よりマシ』があぶりだした「福祉大国」の弊害

スウェーデンの買春処罰法において、セックスワーカーは救済されなければならない対象で、「普通の人」より劣った存在とされています。そういった法律の考え方方が社会福祉サービスにも反映されています。

そのためスウェーデンでは、セックスワーカーであること、たったそれだけの理由で、社会福祉事務所から「子育てする上で責任能力のない不適切な親」と判断され、親権を得られないことになっています。たとえ子育てに何ら問題がなかったとしてもです。

映画『ぜんぶ売女よりマシ』は、このような“北欧モデル”といわれる法律がつくりだした社会通念によって、子どもの親権を元パートナーに奪われ、子どもを取り戻す闘いの過程で元パートナーに殺害されたセックスワーカー、エヴァ・マリーさんの事件と、買春処罰法の弊害をあぶり出したドキュメンタリーです。セックスワークを否定するこの法律の考え方方は、社会福祉、社会規範、女性観、母親観、政治家、社会的資源、社会関係資本を操れる立場の人々に浸透し、ソーシャルワーカーや政治家をネグレクターにして、セックスワーカーを疎外させます。それは加害者の暴徒化を許すことにつながり、そのような負の連鎖によってエヴァさんは殺されました。

エヴァさんは殺される前、どうすれば社会福祉によるセックスワーク差別をなくせるのかネットで調べていたそうです。そして見つけたのが、セックスワーカーの労働組合「Rose Alliance」の代表ペイ・ジャコブソンでした。彼女にとってペイは、「セックスワーカーに対して、“犠牲者”とか“自滅の道を選んだ人間”という見方をしなかった初めての人」だったと言います。セックスワーカーのリアルな訴えと「福祉大国」と言われるスウェーデンの法律がいかにパターナリスティックであるかを知るために、この映画を多くの方に観ていただきたいです。

オヴィディ監督『ぜんぶ売女よりマシ』(原題 *Là où les putains n'existent pas*) / 2017年 / フランス

# フランスの買春処罰による影響

フランスにおける「売春制度」に対する 2016 年 4 月 13 日の法律  
の影響に関する研究報告で明らかになったこと

- ☆買春処罰に反対するセックスワーカー……87%
- ☆施行後、収入が減少……78.2%
- ☆施行後、労働中の暴力が増えた……42.3%
- ☆買春処罰法に関連してできた売春を辞めるための福祉プログラムについて……知らない 59.0%、利用するか分からぬ 13.6%、利用したい 26.3%、利用したくない 58.3%、回答無し 1.8%

買春を処罰する法律(法番号 2026-444)がフランスで施行されたのは 2016 年。その後 2 年かけて行なわれたセックスワーカーや NPO を対象にした調査研究での結果によると、87%のセックスワーカーがこの法案に反対し、施行後は収入が減り、顧客からの暴力が増えた等、リスクが増大したことが明らかになっています。セックスワークの多くには客が付いて初めて収入が発生するため、客が減れば収入は当然減ります。

客の中でも逮捕や罰金に臆しない層の人たちは、社会や人生に対する不満のうつ憤を晴らすためにセックスワーカーへ矛先を転じる人が多く、収入が減ったセックスワーカーの弱みにつけこみ、暴力を奮う、コンドームを装着しない等、リスクの高い性行為を迫ります。

悪循環を生む環境下におかれ、労働者としての安全や健康へのアクセスが遠のいたという体験談は枚挙にいとまがありません。さらに、法制の目的である「セックスワーカーを減らす」という結果は得られていません。善意をまとったような法が困窮する層を増加させることになったのです。

## フランス視察で知ったセックスワーカーのリアル

SWASH のメンバーは、2024 年 7 月にフランス視察をし、支援団体や法律家から買春を処罰する法律についてお話を伺いました。買春処罰法は 2016 年に施行されましたが、立案から施行までに 3 年以上を要しています。これは大規模な反対運動が起きたためで、多くの移民セックスワーカーも、国外追放のリスクを負いながら路上で声を上げたそうです。セックスワーカー自身は罪に問われずとも収入減少等で生活が悪化し、心身の健康を害するワーカーも増えたそうです。その結果、HIV 陽性の治療を続けられなかった人、アルコール依存症になった人もいるとのことでした。



パリの世界の医師団オフィス。  
法律家のサラニマリー・マフェソリさん  
と SWASH のメンバー。

## 主導権を奪う買春処罰法

セックスワークではセックスワーカーが主導権をもつことが大切です。それは、セックスワーク時のプレイ内容や料金を決めることだけではなく、ボディガードや宿提供者との関係についても同様です。

日本でもコロナ禍と不況により客が減った時期に、値下げや過剰な要求が増えたという話をよく耳にしました。

セックスワークに従事する人の多くの動機はお金です。だからこそ、負担なく収入を確保できる状況でなければならず、そのためには、客を減らすのではなく、労働としての環境整備が重要なのです。それを実現するためにベストな選択は非犯罪化であると私たちは考えています。

注目  
ポイント

2024 年、欧州人権裁判所は、(人権侵害とまでは判断していないが)  
買春処罰法がセックスワーカーの生活に悪影響を与えたことを認めてい  
ます。

# 北欧モデルの影響と課題

ニーナ・ヴオラ・ヤルヴィ  
Niina Vuolajärvi さん  
インタビュー



自己紹介をお願いします。

イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)国際移民学の教授です。3年間にわたり買春処罰法を導入した北欧地域(スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)で、合計210件のインタビューを実施し、この法律がセックスワーカーに与える影響について調査しました。

北欧モデルはなぜ北欧から始まったのですか?

スウェーデンでは、セックスワークは、女性に対する暴力の一種とみなされてきました。買春処罰法は、この暴力から女性を守るためのものでした。しかし、実際はセックスワーカーを守っているわけではありません。この法律が導入されたとき、セックスワーカーに対する医療や法律扶助などに対する資金援助はほとん

どなく、予算は全て警察による取り締まりに使われました。

北欧モデルが導入されてから、セックスワーカーにどのような影響を及ぼしましたか?

客はオンラインで素早く交渉したがり、自分の詳細な情報を提供しなくなりました。セックスワーカーが客を安心させる責任を負うようになり、逆に客側の安全性が求められなくなっています。また、セックスワークに対する取り締まりが強化されており、客ではなく、セックスワーカーが取り締まりのターゲットになっています。

(セックスワーカーを守るためにどのような法律が望ましいのでしょうか?)

北欧のセックスワーク団体は非犯罪化を望んでいます。つまり、基本的には、成

人同士の合意によるセックスワークに関連する犯罪性を撤廃することです。セックスワーカーの権利と安全からスタートする法律が必要というところから始めて、その考えをそれぞれの地域・国でどう発展させていくかが重要だと思います。

北欧では、セックスワーカーの多くが移民だと聞きました。日本にも移民のセックスワーカーがいますが、言語の壁などで(セックスワーカーの支援団体と)つながることが難しいです。移民の支援団体と協力して、移民のセックスワーカーの権利を守るために私たちができるとは何でしょうか?

移民にとって、社会福祉や労働市場へのアクセスが十分でないために、性産業に従事する人が多い状況です。だからこそ、移民とセックスワークの問題を一緒に考える必要があります。この状況について人々の認識を高め、移民支援団体と協

ニーナさんが行った研究調査の結果は、ウェブで読めます。  
『買春者の犯罪化：北欧地域の経験から』  
(日本語訳)を是非チェックしてください。  
<https://akaikasa.net/?p=2693>

力して、セックスワーカーも支援対象に含まれるべきだと理解してもらうことが重要です。そういったつながりをつくることが鍵になると思います。

日本では、セックスワーカーとして労働者の権利について声をあげることが身近でない人も多いです。どのようにセックスワーカーたちと一緒に買春処罰法について考えていくべきでしょうか?

LGBTQ+の運動、薬物使用者の運動、移民の権利運動など、セックスワーカーも参加しているけど目立たちにくいコミュニティとつながることが鍵になります。フェミニスト団体や労働組合など、女性の権利や労働者の権利を支える組織とも対話を進め、セックスワーカーが直面する問題を共通の課題として認識してもらうことで連帯を築けます。

# 非犯罪化とその先： ニュージーランドから

世界の国地域でのセックスワーク法  
制状況（2024年現在）。赤が犯罪化、  
黄色が合法化、緑色が非犯罪化を  
示す。世界のほとんどの国と地域が  
買春処罰を含む犯罪化を採用してお  
り、緑色の非犯罪化はニュージーラン  
ド、ベルギー、オーストラリアの一部  
の州に留まる。



## 非犯罪化で社会はどう変化する？

ニュージーランドは2003年に世界初のセックスワーク非犯罪化を達成。これにより成人の同意のもとにおける性サービスの売買、風俗店の経営などが罪に問われなくなり、セックスワーカーは他の労働者と同じように公衆衛生、人権、労働法などに基づく権利を得ました。非犯罪化は性暴力などを助長するのではないかという懸念を当時も今もよく耳にしますが、働くこと自体が犯罪でなくなり労働者としての権利を得られれば、労働における暴力や差別の問題に立ち向かう力を得ることにつながります。たとえば、風俗店経営者が従業員への性暴力を働いて有罪になった有名なケース（2014年）があります。これは非犯罪化が実現しているニュージーランドだからこそ認められたケースであり、セックスワーク自体が犯罪である社会では、訴えを起こした時点でたとえ暴力の被害者であってもセックスワーカーも罪に問われる危険があります。非犯罪化でも同意に反する行為や暴力の問題がなくなるわけではありませんが、セックスワークが取り締まりの対象から外れることで、暴力やルール違反など本質的な問題自体に焦点があたるようになります（あらゆる労働においてハラスメントや暴力の問題を完全になくすことは不可能です）。日本でもセックスワーカーが権利を得るためのスタート地点である非犯罪化が望ましいですが、そもそも労働者の権利や「セックスワークは労働」ということが浸透していない社会での活動は困難が多い状況です。

## 移民とセックスワーク

非犯罪化が実現してもすべてが解決されるわけではありません。残された大きな問題点のひとつが市民権や永住権をもたない移民の権利です。非犯罪化後も滞在許可に期限がある（永住者でない）移民は、他の分野で就労を許可されても、セックスワークになると「人身取引防止」という名目で従事することが認められません。さらに、摘発されれば強制送還と長期の入国禁止になる恐れがあります。他の分野では多くの移民労働者に頼って成り立っているニュージーランドで、このような法律は移民の権利侵害、また性産業に対する差別として長年法改正を目指す運動が続けられています。

## 新たな抗議運動

2023年、ウェリントンのストリップクラブのダンサーが待遇改善を求める要望書を店に提出したところ、翌日に19人が一斉解雇されました。これに抗議するため、Fired Up Stilettosという団体が発足し、クラブの前や国会の庭にポールダンスの柱を持ち込んでパフォーマンスをしながらプロテスト活動を始めました。国会に提出した署名賛同者は7千人を超え、店の取り分の規制、不当な罰金の禁止などを盛り込んだ法整備を目指して活動を続けています。ストリップを含む性産業自体が犯罪でないからこそ、こういった抗議活動が公然と行えるのです。

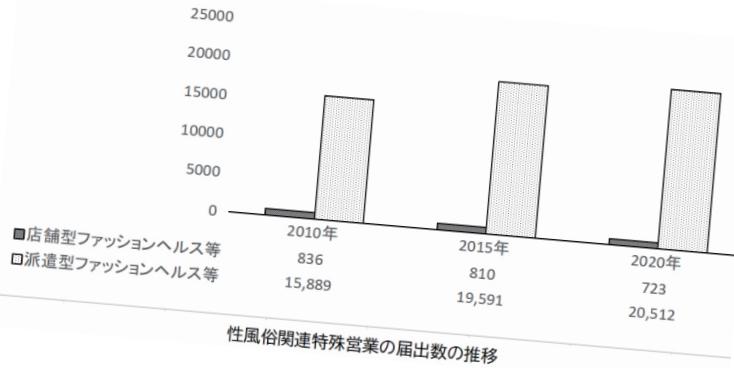


国会議員のリカルド・メンéndez・マーチとプライドパレードにて。プラカードには「クイア解放のための移民法改正を」のメッセージ。

注目  
ポイント

- ①性産業を処罰対象にしても暴力や差別の問題は解決しない。
- ②非犯罪化はセックスワーカーが一般的な労働者の権利を得ること。
- ③非犯罪化はゴールではなくスタート。

# セックスワークに関する政策をつくるには？



## トップダウンによる規制強化

上のグラフは、警察庁生活安全局保安課による「風俗関係事犯の取締り状況等について」のデータをもとに筆者が作成した、店舗／派遣（無店舗）型性風俗店の届出数の推移です。日本では、風営法（通称）のもと、警察に届出をした性風俗店は合法に営業することができます。なお、現在は、風営法や条例によって、店舗型性風俗店の新規開業や改装・改築は困難になっています。上のグラフで、店舗型の方が無店舗型よりもずっと届出数が少なく、かつ横倍傾向にあるのはそのためです。

セックスワークに関する政策においてよく見られるのが、このように「性風俗産業に対して規制強化すれば、そこで働く人たちの数が減って、安全や健康の問題が改善するだろう」という考え方です。さらに、そのような政策をつくる際にセックスワークからの声を聞かず、政治家や行政によるトップダウンで進められるケースもよく見られます。

しかし、上記のようななかでつくられた政策は、セックスワークたちの安全向上や健康増進にはつながっていません。性風俗産業従事者が減ったように見えて、実際にはアンダーグラウンド（潜在）化を招き、むしろセックスワークたちから安全・健康に働く職場を奪ってしまうのです。

## 規制強化によって生じる問題

たとえば、セックスワークが客のいる自宅やホテルに出向いて性的サービスを提供する無店舗型性風俗店の場合、同意のない性行為を強要されたり暴力を振るわれたりしても、店舗型性風俗店のように近くにいる仲間に助けを求めることができません。また、店舗型性風俗店の場合でも、改装や改築ができないと、燃えやすい建材が使われ続ける、老朽化により耐震基準を満たせないといったことが原因で、火災や地震による被害リスクが高まります。

このように、規制強化による店舗型性風俗店の新規開業や改装・改築の禁止は、多くのセックスワークたちをアンダーグラウンドな場所・方法で働くを得ない状況に追いやるだけでなく、店舗型性風俗店で働いているセックスワークたちをよりリスキーな状況に追いやってしまうのです。

## セックスワーク抜きに決めないで！

右の図は、2018年の東京レインボーパレードにあわせて、SWASHが作成したポスターです。"Nothing about us without us"（私たち抜きに私たちのことを決めるな）とは、障害者の権利運動から生まれ、今ではセックスワークの権利運動においても重要なスローガンとなっています。

近年では、AV新法（2022年施行）や女性支援新法（2024年施行）といったセックスワークに深く関わる法律制定が、当事者たちの声を無視して進められました。すでに確認したところ、当事者抜きに作られた政策は、決して当事者のためになりません。



セックスワークのことを、  
セックスワーク抜きに  
決めないで！

- ①政策は、当事者の声を聞かず、トップダウンでつくられる傾向にある。
- ②規制強化は、セックスワークの安全向上や健康増進に寄与しない。
- ③セックスワークのことを、セックスワーク抜きに決めないで！

注目  
ポイント



# おわりに ～やつてくれための work is work～

SWASH 代表 げいまきまき

私は現在セックスワークをお休み中で、他の職業に就いていますが、セックスワーク復帰をしたいと考えています。それにしても、と思います。果物を躊躇なく買える、趣味や楽しみを謳歌できる余裕をもつ、寄付をする……日々の糧に不安にならずに暮らしが楽しめるくらいの稼ぐことがこんなに難しいとは——。確かに私には収入を増やすために有利な資格やキャリアはありません。でも、不安にならない暮らしを求めるることは大それた望みでしょうか？

私がセックスワークを始めたのは第一に好奇心が強かったことが大きな理由です。さらに、接客に適したタイプで、金銭を介する性的サービスに対し自責の念に駆られない価値観をもっていたため、仕事を工夫することも苦にならず、私がそれまでに経験した他の職業よりだいぶ稼げました。

世間はセックスワークに対し「食うに困ってなら仕方ない」「娯楽のためにだなんて」といった言葉をよく投げつけますが、現代にもその

風潮は根強く残っています。私は「食うに困つて」やりたくもない仕事を辛い気持ちですることは、どんな職業でもしんどいだろうと思います。そして根本的にどの職業であれ、ほとんどの人がお金や生活の為に働くことを選択しているのではないでしょうか？

だれもが人間らしく生きていける社会には、充分な社会保障や搾取的な要素が少ない労働環境が必要です。そのような社会にならない限り、性的サービス利用者を処罰しても、生活が安定するセックスワーカーはほぼいないはずです。買春処罰法施行国では性サービスの利用者が減り、悪質な客層が残るという調査結果が出ています。娯楽費のために働くが、食うに困って働くが、安全性や健康が運任せになるようなセックスワークの労働環境は改善されるべきです。働く際の講習や利用者に課せられるルールがセックスワーカーの安全や健康に即したものであってほしいと心から願います。

## 【参考文献】

- 4～5 ページ  
市川房枝監修, 1969,『戦後婦人界の動向：婦人の民主化を中心として』財団法人婦選会館出版部, p.106
- 8～9 ページ  
江原由美子, 2013,「フェミニズムと家族」『社会学評論』第 64 卷 4 号: pp. 553-571.  
菊地夏野, 2018,「特集「セックスワークとフェミニズム」にあたって」『女性学年報』第 39 号: pp.3-7.  
清水晶子, 2022,「フェミニズムってなんですか?」文藝春秋  
藤目ゆき, 2007,「日本のフェミニズムと性売買問題 —軍事主義と売春禁止主義の結合』『女性・戦争・人権』第 8 号, 行路社.  
横山百合子, 2022,「性売買の歴史とまなざし」「シモーヌ(Le Simones) Vol.7 特集:生と性:共存するフェミニズム」現代書館.

- 12～13 ページ  
令和 4 年 6 月 30 日 東京地方裁判所 事件番号: 令和 2 年 (行ウ)455 号  
令和 5 年 7 月 4 日 東京高等裁判所 事件番号: 令和 4 (行コ)198  
CALL4「セックスワークにも給付金を」訴訟ウェブサイト  
[https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000064#case\\_tab](https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000064#case_tab) (2024 年 5 月 5 日最終アクセス)

- 16 ページ  
青山薰, ルバイ・エレン, 2023「安全な移住セックスワークを可能にする条件」『社会学評論』74 卷 3 号

- 20～21 ページ  
Hélène Le Bail, Calogero Giametta, Noémie Rassouw, *WHAT DO SEX WORKERS THINK ABOUT THE FRENCH PROSTITUTION ACT?*, 2018.

- 24～25 ページ  
“Escort wins landmark case”, *The New Zealand Herald*, 6 Feb, 2024  
[https://www.nzherald.co.nz/nz/escort-wins-landmark-case/WQIMHX4UIGDMF2Z74PVZRUN6GQ/#google\\_vignette](https://www.nzherald.co.nz/nz/escort-wins-landmark-case/WQIMHX4UIGDMF2Z74PVZRUN6GQ/#google_vignette)  
“Migrant sex workers ‘afraid’ of reporting abuse, citing fears of deportation from New Zealand”, *Stuff*, 7 August, 2023  
<https://www.stuff.co.nz/national/132514928/migrant-sex-workers-afraid-of-reporting-abuse-citing-fears-of-deportation-from-new-zealand>  
“Dancers take case to Parliament about working conditions at strip clubs”, *Stuff*, 9 March, 2023  
<https://www.stuff.co.nz/national/131432873/dancers-take-case-to-parliament-about-working-conditions-at-strip-clubs>

- 26～27 ページ  
警察庁生活安全局保安課「平成 26 年中における風俗関係事犯の取締り状況等について」  
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andjp%2Fpid%2F11125620&contentNo=1>

- 警察庁生活安全局保安課「平成 28 年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/11125622>

- 警察庁生活安全局保安課「令和 5 年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」  
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/R6kouaniinkaihoukoku3.pdf>

## 【図版出典】

- 10 ページ  
<https://www.redumbrellafund.org/tribute-to-carol-leigh/>

- 11 ページ  
[https://www.eswalliance.org/the\\_femifesto](https://www.eswalliance.org/the_femifesto)

- 24 ページ  
<https://www.nswp.org/se-x-work-laws-map>

\*記載のない図版は、著作権の帰属が SWASH のもの、フリー画像等です。

# 応援メッセージ

(五十音順)

そもそもお金のためにセックスしてはいけないとか、不特定多数を相手にセックスしてはいけないとか、愛のないセックスはいけないとか、そういうセックスは尊厳を損なうとかいう考え方こそ、一夫一婦制と無償のケアワークに女性を縛ってきた通念であって、全部にノーというセックスワークこそフェミニズムの同志。だから、セックスワーカーがお客や事業主と交渉して、搾取は搾取、暴力は暴力としてちゃんと訴えられて、世間一般にも国家権力にもまともに扱われて、つまり安全に仕事をして生活の糧を得ることができる環境を私は求めます。

青山薰／神戸大学国際文化学研究科

私は「セックスワークにも給付金を」訴訟の代理人をしています。この訴訟を通じて実感したのは、いかに国や世間がセックスワークの実態を理解していないか、ということです。差別や偏見は、無知から生まれます。SWASHさんの発信によって、わたし自身も思い込みに気づいたことがありました。顧客側を罰する「買春処罰法」は、それによって実際にはセックスワーカーが困窮したり、危険にさらされたりする可能性があることが見過ごされています。SWASHさんの発信によって、この問題の所在が正しく理解されることを願っています。

亀石倫子／弁護士

買春処罰では性産業の状況は改善しませんし、性暴力や性差別の問題も解決しません。女性の立場を良くするためには、セックスワーカーのようなマイノリティ女性の選択肢をつぶすのではなく、マイノリティと連帯するフェミニズムを創らなければいけません。必要なのは性規範の強化ではなく現実的具体的な生存の保障です。誰もが息苦しい今、人々は生きるために必死に闘っています。日本には女性差別を禁じる法律もありません。女性を処罰する売春防止法を廃止して、本当の意味での性差別禁止法を制定しましょう。

菊地夏野／名古屋市立大学人間文化研究科

買春処罰法に反対します。私は20年ほど性風俗業界にキャスト・デリヘル経営者として関わってきました。様々な状況のセックスワーカーを見てきましたが、買春処罰法はセックスワーカーを危険に晒す法律だと考えます。現実を見ずに偏見により作られる法律ができてしまっては困ります。その場所で生きる人を法律で抑圧するのではなく、誰もが生きやすい社会になるよう、偏見や先入観なく調査と立法がなされることを願います。

フーケン／  
セックスワークにも給付金を訴訟・原告代表

アニョハセヨ、韓国で活動中の性労働者解放運動「スカーレットチャチャ」のアクティビスト、ヨルムです。私は「北欧モデル」に反対しています。顧客を犯罪化すると、食べていくために客を毎日受け入れているセックスワーカーたちはどうなるでしょうか？ 私たちのほとんどが、その日の稼ぎでその日の食にありついて生きています。客がつかなかつたセックスワーカーは稼ぎがないため貧困に陥り、違法な貸金業を利用するしかありません。北欧モデルはセックスワーカーをさらに貧しい状況に陥れるのです。北欧モデルは利用客だけを犯罪化し、セックスワーカーを処罰しないと言われていますが、実際は違います。セックスワーカーも処罰の対象にするのが北欧モデルなのです。客引きをし、単独で働くセックスワーカーをターゲットにし、「性売買斡旋罪」を適用して処罰するのです。そして、自宅と職場を処罰の対象となる違法な区域に定め、セックスワーカーから家と労働の場を奪い、強制的に排除します。北欧モデルは誰のためのものでしょうか？ セックスワーカーの正義のためには、北欧モデルではなく、従事している人たちの声が反映された非犯罪化が望ましいのです。

ヨルム (Summer)／韓国・スカーレットチャチャ

スウェーデンモデル（北欧モデル）は犯罪化の一形態です。これはセックスワーカーを非犯罪化するものではありません。私たちの仕事や職場、顧客、雇用者、同僚、支援を犯罪化します。証拠は明確に、北欧モデルがセックスワーカーにとって有害な結果をもたらすことを示しています。私たちの仕事、職場、第三者の完全な非犯罪化こそが、セックスワーカーの健康、安全、権利を守る唯一の法的枠組みです。セックスワークは労働であり、全面的な非犯罪化を通じてそのように認められるべきです！

ジュールス・キム／NSWP グローバルコーディネーター

顧客を処罰化することは、セックスワーカーの生活や労働環境に深刻な悪影響を及ぼします。利用客の数が減り、仕事はより不安定になります。そして、セックスワーカーは人目になります。そこで、セックスワーカーは人目を避けて働くを得なくなり、より危険な場所での労働を強いられます。その結果、ジエンダーに基づく暴力やHIV・その他の性感染症のリスクが高まります。フランスで買春処罰法が導入されて以来、セックスワーカーに対する暴力の増加が懸念されており、とりわけ性産業における搾取が深刻化しています。2024年には、9人のセックスワーカーがフェミサイドの犠牲となりました。

サラ＝マリー・マフェソリ／  
セックスワーカー・アドバイザー、フランス・世界の医療団

# セックスワークについて理解を深める資料集

## 【買春処罰について】

パリ政治学院研究者  
Hélène Le Bail(エレン・ルバイ)  
さんへのインタビュー

①フランスのセックスワークって  
どうなってるの?  
<https://akaikasa.net/?p=990>



②フランスのセックスワークに関する法律「買春処罰法」はどんな法律か?  
<https://akaikasa.net/?p=996>



③フランス買春処罰法がセックスワーカーの仕事と生活に及ぼした影響  
<https://akaikasa.net/?p=999>



## 【資料集】

ロンドン・LSE 教員  
Niina Vuolajärvi(ニーナ・ヴォラヤルヴィ)  
さんへのインタビュー  
<https://akaikasa.net/?p=999>



Niina Vuolajärvi(2022)『買春者の犯罪化：北欧地域の経験から』日本語訳  
<https://akaikasa.net/wp-content/uploads/Japan.pdf>



SWASH「買春処罰の危険性を訴えるリーフレットを作成し、セックスワーカーの生活を守りたい!!」  
(寄付プラットホーム「シンカブル」キャンペーン)  
<https://syncable.biz/campaign/6808/report#campaign-tabs>



## 【セックスワーカーと権利について】

SWASH, 2018  
『セックスワークスタディーズ』  
日本評論社

青山薫, 2007

『「セックスワーカー」とは誰か：移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店

アムネスティ・インターナショナル, 2016  
『セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務に関するポリシー』  
[https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy\\_201605.pdf](https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy_201605.pdf)



## 【健康について】

SWASH 運営ウェブサイト「赤い傘」の健康に関するページ  
<https://akaikasa.net/?cat=4>



## 【映像作品】

オヴィディ監督  
『ぜんぶ売女よりマシ』  
(原題:Là où les putains n'existent pas)  
／2017年／フランス(ドキュメンタリー映画)  
\*U-NEXTで視聴可能

カトリーヌ・スコット監督  
『スカーレットロード』  
(原題:Scarlet Rord)／2011年／オーストラリア(ドキュメンタリー映画)  
\*公式サイトで英語版のみストリーミング可能  
<https://www.scarletroad.com.au/>



# お礼

まず、この冊子を完成させるために寄付をしてくださったみなさまにお礼申し上げます。ありがとうございました。クラファンでも、直接でも、応援メッセージをくださったり、キャンペーンを広めるのに協力してくださり、勇気づけられました。

今回、私たちは、ただ冊子を作るのではなく、より多くの人たちとセックスワーカーの安全や健康のための法律や性規範の問題について一緒に考えることを目標に、イベントを何度も開催しました。そこで新たな仲間に出会えたり、今までの仲間たちと再会してお話しできたことも嬉しく思います。

さらに、この冊子が、買春処罰法導入がなぜ問題なのかに加え、セックスワーカーの権利のためになにが必要なのか、誰になにができるのか、一緒に考えるきっかけになれば幸いです。

STOP! 買春処罰法  
～セックスワーカーの安全と健康のために～

2025年5月20日発行

発行: SWASH

編集: 山田亜紀子(サッフォー編集室)

デザイン: 渕見陽 (loneliness books)

表紙イラスト: Kim Myeong Hwa

©2025 SWASH

本冊子を無断で利用(コピー等)することは、著作権法上の例外を除いて禁じられています。ただし、視覚障害その他の理由でこの冊子を利用できない人に限り、「録音図書」「点字図書」「拡大写本」の製作を承諾します。活字で利用できない方にはテキストデータを提供しますので、ご希望の場合は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

mail.swash@gmail.com

